

タイトル	第三セクター「旧苦東会社」の破綻と「新苦東会社」
著者	小坂，直人
引用	開発論集，74：39-51
発行日	2004-10-30

第三セクター「旧苫東会社」の破綻と「新苫東会社」

小 坂 直 人*

目 次

- 第一節 「旧苫東会社」はなぜ「清算」されたか
 - 1 「新苫東会社」設立へ
 - 2 「旧苫東会社」破綻への道
 - 3 「拓銀」崩壊と金融システムの揺らぎ
- 第二節 「新苫東会社」の性格と特質
 - 1 「新苫東会社」と北海道
 - 2 「新苫東会社」の役割
- 第三節 「新苫東会社」と苫小牧東部開発の将来
 - 1 ITER 誘致の失敗
 - 2 苫東をどうすべきか

第一節 「旧苫東会社」はなぜ「清算」されたか

1 「新苫東会社」設立へ

1999年7月30日、株式会社「苫東」（以下、「新苫東会社」と表記）が札幌法務局苫小牧支局で設立登記され、正式に発足した。この「新苫東会社」が設立されたことにより、苫小牧東部開発事業は一つの転換点を迎えたことになる。しかしながら、その「転換」の意味は単純ではない。少なくとも、わが国最後の巨大工業基地開発事業といわれ、一万ヘクタール以上の原野と農地を開削し、数千億円の国費と道費、そして同じく数千億の融資金をつぎ込んできたこの事業が、明るい展望の下に再出発することになったという意味の転換であると評価できないことが、本稿の叙述によって明らかになる。

それでは、「新苫東会社」設立による転換とは、何を意味するのであろうか、この点の解明が本稿の課題である。「新苫東会社」が発足へ動き出した時点で、浜田氏は次のように述べている。「今後、新会社の運営に当たっては、大きく分けて二つの重要事項がある。第一には広い土地を一体で所有し、細切れ・多目的な分譲を行わない方針を堅持すること。街道沿いだけが開発され奥に原野が残ったり、迷惑施設が点在するような乱開発はしないよう守らねばならない。第二は黒字経営に徹すること。新会社は役員減で人件費を抑えるなど赤字の出にくい体制。多くの債権者に債権放棄を求め、犠牲を強いたのだから、初年度からの黒字が当然の責務だ。道

*（こさか なおと）開発研究所併任研究員、本学経済学部教授

庁について言えば、170 億円もの出資金をすべて起債で出そうとしている。道は起債に向け、国に『自前で償却できる』と説明しているはず。土地が売れず、起債の償却が進まないという事態は許されない。一方で出資者には土地売却が進めばその利益が配分されるほか、苫小牧市では港湾使用料と新会社の法人税が、道には土地取得税が入るため、必ずしも悪条件ばかりとはいえない。新会社設立に向けては、道庁以外も含め、各機関が当事者としての意識をもってがっちりとした経営計画を立てねばならない」⁽¹⁾。

浜田氏は、「新苫東会社」が多くの債権者の犠牲によって債務をきれいにしてもらい、「赤字の出にくい」会社へと転換したのだから、大規模開発としても苫東本来の目的の実現に向け、当該会社と関係機関、とりわけ道が土地分譲と工業開発に邁進する必要があることを強調している。だが、「新苫東会社」自身は、浜田氏が期待しているような方向へ突き進んでいく内的契機を持ち合わせているのだろうか。詳細は第三節に譲るとして、ここでは、簡単にこの点を振り返っておこう。大規模工業基地開発のための土地分譲会社として 1972 年に設立された「苫小牧東部開発株式会社」（以下、「旧苫東会社」と表記）が結局借金によって立ちゆかなくなったことから、「新苫東会社」は借金をしない会社へと生まれ変わる必要があった。また、経営の行き詰まりが土地分譲の遅滞によるものであったことから、たとえ土地が売れなくとも、経営が成り立つような安定的な収入源を確保する必要もあった。それが埠頭使用料であり、賃貸収入であった。「新苫東会社」はこの二つの収入だけで基本的には経常的な経費を賄うことが可能であり、その意味で「赤字が出にくい」、というより「赤字が出ない」会社となったのである。用地分譲という会社本来の業務が進まなくとも「赤字が出ない」会社とは、いったいいかなる会社といえよいか、この疑問に答えることも本稿の課題である。

本稿は、以上の課題を果たすべく叙述を進めることとするが、この課題を達成する上で、新旧の「苫東会社」が国の政策に基づいて設立された国策型の第三セクターであるという会社組織の性格を軸点に据えて議論することとしたい。それは、国と道あるいは苫小牧市といった自治体、さらには民間金融機関や地元経済界などとの絡み合いの問題を意識しつつ議論展開するということでもある⁽²⁾。今ひとつ、「旧苫東会社」と並んで失敗した国策型第三セクター「むつ小川原開発会社」についても、「苫東会社」との比較を意識しつつ、目を向けておきたい。それによって、「旧苫東会社」「新苫東会社」の位置づけがよりいっそう鮮明になると考えるからである。

2 「旧苫東会社」破綻への道

「旧苫東会社」の破綻は、もちろん苫小牧東部開発事業の失敗の結果であって、その因果関係は明瞭である。同社が開発事業の企画を行い、その運営主体であるのならば、その経営責任を問うことは当然である。しかし、全国の自治体で行われている工業団地開発分譲事業がそうであるように、この種の工業団地事業が成功するかどうか、団地分譲会社の努力によって決まるといえるかどうかは大いに疑問である。それなりに成果をあげている団地もあるであろうが、

分譲会社の営業努力によって成果をあげたと評価してよいかどうかはなお検討を要する問題である。全国的にみても、むしろ、あまりにも多くの工業団地が造成され、供給過剰気味となっている実態が報告されている。たとえば、工業団地やニュータウンの開発を手がける特殊法人「地域振興整備公団」の分譲地の在庫は、1997年以降3年半で1.5倍に急増し、2000年9月末で947ヘクタールにも達しており、全国50ヶ所の工業団地、10ヶ所のオフィス団地などを抱えているという。北海道関係では、1994年に分譲を始めた芦別緑泉団地(26ヘクタール)は一区画も売れていないし、1998年の道央栗沢工業団地(37ヘクタール)は、23区画中、3区画が売れたにとどまり、本州方面に団地PRに出かけても相手にされない、と担当者を嘆かせている⁽³⁾。この「公団」開発分のほかに、各自治体が開発分譲する土地が加わるのである。苫小牧東部開発地域に程近い地域に限定したとしても、千歳市(7団地)、厚真町、苫小牧市(苫小牧東部地域を除いて9団地)などによる工場用地開発が展開している。これらの団地には条件のよい地域から企業立地が進んでおり、特に苫小牧東部と性格が似ている苫小牧西部工業基地では、1700ヘクタールあまりの開発地域のうち、既に約1400ヘクタールが分譲済みとなっているが、まだ、270ヘクタールあまりの分譲用地を残している⁽⁴⁾。いずれにしても、千歳市から苫小牧市にかけては、苫東以外によっても、ありあまるほどの工業用地が供給されているのが実情である。

市場原理からいえば、ここは、供給を調整して、需給バランスをとるのが常識である。その常識が通らないのは、団地造成事業を推進しているのが市場原理では動かない、あるいは別な原理で動かされる自治体だからである。もう少し正確にいうならば、市場原理で動く立地企業に対して、ひたすら供給を強要され、自治体同士競争させられる立場に追い込まれているというべきかも知れない。その意味では、個々の自治体はもっと市場原理の何たるかを勉強すべきであろう。一方で、独占的に供給する対市民サービスの水準を上げることについては、市民サイドからの圧力もあって、それなりに改善が進んできたと思われるが、まだまだ住民本位のものになりきっているとはいえないのが実情であろう。他方、自治体同士が競争者となって供給活動を行う、工業団地分譲の分野では、逆に、サービスの行き過ぎが目立つ。自治体本来の公共責務からいうと、本末転倒であろう⁽⁵⁾。

苫小牧東部開発はもっと始末が悪い。その事業計画自体が「国策」であって、自治体の意向が反映しにくい上に、他の「国策」プラン、たとえば「むつ小川原開発事業」と競争させられるのである。「旧苫東会社」が第三セクターという寄り合い世帯故に破綻したとも指摘される。この寄り合い故の意思決定の曖昧さが同社の欠陥であることは否定できないが、企業立地の動向によって決まる苫東開発事業の帰趨が、同社の会社形態によって左右されることは、どう控えめにみてもなかったであろう。

1971年のマスタープランに掲げられた石油化学と鉄鋼を中心とした一大臨海コンビナート形成という所期の目的はいうまでもなく、業種枠を緩めることになった1986年からの第三段階計画以降の状況をみても、工業基地形成は遅々として進んでいない。この間の企業立地として

あげることのできる主なものは次のとおりである。

北海道電力厚真発電所(1978年)、民間石油備蓄基地、苫小牧総合化学(土地取得のみ)(1980年)、国家石油備蓄基地(1981年)、コールセンター(1982年)、いすゞ自動車(1982年)、柏原地区小口分譲開始(1984年)⁽⁶⁾

1998年3月末における分譲実績は表1に示すとおりであり、分譲予定面積に対して15%にも満たない(表1および「朝日新聞」1999年1月10日参照)。

このように工業基地としての土地分譲が進展せず、広大な土地が未開発のまま放置されることによって、「広大な土地」という苫小牧東部開発の自慢が逆にいつそう惨めな姿をさらすことになる。それでも、80年代の終わり、バブル経済時代まで、同事業の見直しを主張するものは少数にとどまった。90年代初め、バブル崩壊によって、ようやく苫小牧東部開発に対する反省と見直し論が本格化してきた。

最後の最後まで、見直しを認めたくなかった国(北海道開発庁)であったが、1995年8月22日、ついにマスタープランに代わる「新計画」を決定することになった⁽⁷⁾。

「新計画」の特徴は、誘致対象業種を当初の重厚長大型工業から、先端産業を含むその他業種にまで拡大しつつ、当面は国際熱核融合実験炉(ITER)など大型研究施設の誘致に期待をつなぎ、空港、港湾、鉄道、高速道に隣接し、住宅、レジャー施設を備えた都市開発と一体となった複合的(総合的)開発地域として苫小牧東部を位置づけるという点にあった。

北海道は、複合開発という視点が地元北海道の認識と一致したものであると、「新計画」に対して一定の評価を与えている。しかし、「新計画」が国、自治体、民間の役割分担を強調している点については、道の財政負担が増えることになるのではないかと警戒感を強め、苫小牧東部開発が「国策」であることを強調することを忘れない⁽⁸⁾。

「新計画」策定を契機に、苫小牧東部が国によって強力に推進されることになると期待される根拠は、当時計画されていた「千歳川放水路」と誘致推進されていたITERとともに、国の政

表1 苫東の年ごとの企業立地状況

年	契約面積 (ha)	契約件数	年	契約面積 (ha)	契約件数
1978	86.6	1	1988	2.9	3
79	198.7	1	89	23.8	11
80	0	0	90	17.2	8
81	366.1	2	91	34.7	13
82	0	0	92	28.6	7
83	27.6	1	93	4.0	3
84	0	0	94	6.1	3
85	0	0	95	2.9	2
86	3.2	2	96	0	0
87	16.3	11	97	0.6	1
			計	819.2	69

注：当初の全体計画面積は10,700 ha、新計画ではこのうち5,500 haが分譲対象とされた。現実に操業しているのは32社。

出所：「朝日新聞」1998年1月14日。

策によって左右される課題であったからであり、「新計画」自体が国家プロジェクト頼りの方向を最初から向いていたといえる。

しかし、1997 年になると、苫小牧東部開発事業の周辺部分から、強力なブレーキがかかり始める。この時期の関連記事を列挙すると次のようになる。

北海道、平取ダムからの取水を中止、「朝日新聞」1997 年 1 月 11 日、2 月 5 日、2 月 25 日
二風谷ダム訴訟札幌地裁判決、収用裁決違法、「朝日新聞」1997 年 3 月 27 日
沙流川総合開発事業審議委員会、「朝日新聞」4 月 10 日から 7 月 17 日
科学技術庁、ITER 建設地選定凍結、「朝日新聞」1997 年 5 月 10 日
道企業局、導水管施設着工見合わせ、「朝日新聞」1997 年 8 月 10 日⁽⁹⁾

これらの事実は、苫小牧東部開発事業がうまくいっていないこと、そして将来的にも展望がないことを国と道自らが認めたことを示している。したがって、論理必然的に、苫小牧東部開発を見直しするか、場合によっては中止を含めた判断が求められていたことを示している。

もっとも、この点は、90 年代の初めに既に指摘されていたのであり、その時点でしかるべき対応が必要とされていたにもかかわらず、国（北海道開発庁）はそれを「新計画」でお茶を濁し、道は開発事業の周辺でささやかな抵抗をしながらも、本質的な部分では国の行動に追随してきたのである。

3 「拓銀」崩壊と金融システムの揺らぎ

1997 年の「拓銀」経営破綻に象徴される日本の金融システムの揺らぎが苫小牧東部開発にも大きな影響を与え始める⁽¹⁰⁾。

これを機に、苫小牧東部開発の見直し問題が、「旧苫東会社」の債務問題に収斂させられ、結果として、「旧苫東会社」を市場経済ルールにしたがって「清算」あるいは「更生」するのかどうかという議論に流れていくことになる⁽¹¹⁾。たとえば、「朝日新聞」は次のように苫東関連のニュースを連続して報じている。

苫東開発会社の債務延滞を憂慮、「朝日新聞」1998 年 1 月 6 日
苫東開発会社 利払い毎年 90 億円近く、「朝日新聞」1998 年 1 月 8 日
苫東開発窮地に——利子さえ返せず、民間は融資拒否、「朝日新聞」1998 年 1 月 24 日
苫東開発 1800 億円が不良債権化、「朝日新聞」1998 年 2 月 5 日
苫東開発の債務 「保証した銀行が返済を」 道共済連、「朝日新聞」1998 年 5 月 13 日
苫東会社 5 生保、債権回収へ、「朝日新聞」1998 年 5 月 20 日⁽¹²⁾

こうした流れの中で、開発事業本来の政策主体である国と自治体の責任の問題が、「旧苫東会

社」の株主、経営者責任の問題と金融機関にとっての不良債権問題に矮小化されることになったのである。この議論は、苫小牧東部開発事業にまつわる本質問題をあいまいにする結果となった。既に指摘したように、もともと「旧苫東会社」は、企業としての実態が乏しい組織であり、苫小牧東部開発事業にとってのアドバルーン的な存在であった。したがって、同社は土地分譲が行われている事実を対外的にアピールできればよいし、アピールが必要とされる期間だけ存在すればよいのであって、その経営実態がどうであるかは、それ自体誰からも追求されることはなかったのである。少なくとも、同社に融資してきた金融機関にとっては、最低限利払いだけでも保証されていればよかったのである。しかしながら、最大の貸し手たる「北海道東北開発公庫」自体が同社への融資を引き上げる方向が見えてきたこの時期、民間金融機関が苫小牧東部から手を引く姿勢に転換するのは当然であった。破綻が明らかな苫小牧東部開発事業に投資し続けることは、政治的な判断としてはありえても、賢明な経営者としてはありえない選択であった。

北海道開発庁としては、民間金融機関による債権回収の動きを止めることができるのであれば、必ずしも「新会社」を設立せずとも、既存の適当な受け皿企業を探し、そこに開発事業を引き継ぐ道を模索していた様子がある。たとえば、「地域振興整備公団」や「苫小牧港管理組合」などがその対象として名前があがっていた⁽¹³⁾。しかしながら、北海道共済農業協同組合連合会（共済連）や大手生命保険などが民間銀行団 23 行に債務保証の履行に応じるよう求めていたのに対し、幹事行である「拓銀」がこれに応じざるを得ないことを 1998 年 5 月 29 日、各行に通知し⁽¹⁴⁾、また、生命保険会社 16 社に対する債務保証分についても同様の対応にならざるを得ないとの見通しが表明されており、民間金融機関としても、「旧苫東会社」に対する融資を引き上げるかどうか、最後の決断を迫られる状況であった⁽¹⁵⁾。

このように、「旧苫東会社」は、民間金融機関はいうまでもなく、肝心の「北海道東北開発公庫」さえも手を引こうとする会社に成り下がっていたのであるから、会社経営としてはもちろんのこと、国策経営組織としても完全に失格であった。「新苫東会社」設立にいたる国、道そして民間の三つ巴の「迷走」は、お互いに責任と負担を押し付けあう醜いパワーゲームの結果であったが、「旧苫東会社」の債務処理（清算）という、不採算会社の整理の形で苫東問題を処理することによって、結局、政策遂行責任者としては、だれも汚点をつけられることなく、「苫東開発事業」と「土地」を残す形で収束させるための「手続き」すらも、円滑にいかなくなっていたことを現していた。

しかしながら、誘致対象事業の変更をしたにしても、基本的には、企業誘致と土地分譲という従来と同様な形で苫小牧東部開発事業を継続しようとするれば、やはりアドバルーンが必要とされ、二番煎じとしての「新苫東会社」が設立されることになるのである。

「新苫東会社」の設立は、こうした流れの必然的結果であり、したがって、会社の看板を架け替えただけの姑息な手続きであり、抜本的処理にならないのはいうまでもない。「新会社」は形式的に債務フリーになったのだから、苫小牧東部開発問題を「旧会社」の債務問題として捉え

ていた人からみれば、苫小牧東部問題は事実上解決したことになる。しかし、それは、本題を棚上げしただけのことである。

第二節 「新苫東会社」の性格と特質

1 「新苫東会社」と北海道

前節でみたように、「新苫東会社」は「旧苫東会社」の債務を処理し、売れ残った工業用地を所有することによって、対象事業を拡張しつつも、従来どおりの苫小牧東部開発事業を継続するためにだけ存在することを運命づけられた会社である。「新会社」の発足は決まったが、どんな事業をどれくらいの規模でやっていくのか、具体的な計画といえるものは何もないまま、とにかく「会社」は設立するというのが、1998年7、8月段階の状況であり、とりあえず、「新会社」を作るという、お先真っ暗な将来展望の下で出発する様子がよく見える⁽¹⁶⁾。

この時期、北海道開発庁は、苫東開発の破綻を検証する「最終報告書」をまとめているが、計画破綻の原因として、産業構造の変化という外部要因と「官民もたれあい構造」と「責任体制のあいまいさ」などを指摘するにとどまり、最後まで国（北海道開発庁）の責任を明確にしていなかった⁽¹⁷⁾。このことが、道や民間金融機関の協力を得にくくしてきた要因であると指摘されるが、国の責任を徹底して追及しきれない道と民間金融機関の側にも問題なしとはしない事情がある。「苫東問題」を政治責任に関わる政策問題としてではなく、債権債務に関わる経営問題として処理しようとする路線にみなが乗ったのだから。

新会社の組織上の最大の特徴は、旧会社では20%の出資比率にとどまっていた道が、比率を27.3%に高めて出資したこと（しかも現金で170億円——全額起債による——もの額になる）、加えて、最高責任者である社長を送り込んだことにある。

また、経営上の特質は、既に指摘したように、経常経費が埠頭収入などの固定収入だけで賄え、基本的に赤字がでない仕組みが保障されたことにある（この点については、後述）。

前者についていうならば、形式上は国が最大の出資者となり、それをもって同社に対する最終責任者であることが担保された、と堀知事（当時）が認めたことによって、道の出資と社長派遣を呑むことになったのだが、実態は、とても国が責任を果たす態勢が整ったとはいえないのが順当な評価であろう。道としてはこれまで、苫東が国家事業であることから、「一義的には国の責任」と主張し、多額の出資には慎重であった。国が54%、道（苫小牧市など1市2町と地元経済界の出資分を含む）が31%という出資修正案を受け入れた理由として、①国の出資分が増え、国の責任が明確になった、②起債発行などの財源措置で国の支援が約束された、③道が約80億円で先行購入し、金利代を含め帳簿価格が約180億円に膨らんだ苫東用地の「2次買収用地問題」の解決を国が保障した、という3点があげられている。修正案は、「北海道東北開発公庫」の出資額を全体の5割強の334億円に増やす一方、道を31%の192億円、民間を15%の96億円に引き下げ、「北海道東北開発公庫」の出資のうちの3分の1（約110億円）と

民間出資を、それぞれ担保権を設定している苫東用地の現物出資に切り替え、残りの「北海道東北開発公庫」分と道分を現金出資にするというものである⁽¹⁸⁾。

「新会社」への出資関係を図示すると、図1のようになる。

また、「旧苫東会社」の処理とほとんど同じスキームで「むつ小川原開発会社」の債務処理が行われた。参考までに図示すると図2のとおりである⁽¹⁹⁾。

問題は、道民の血税 170 億円をこの会社につき込み、また、最高責任者たる社長を引き受けることによって、道がこの会社の直接責任者となったことである。国が 54% の最大出資割合を負担することによって、国の体面は保ったものの、その内容は、「旧苫東会社」からの返済分に若干上乗せして出資しただけで、後は現物出資であり、実質的な負担は道に比べて特に大きいということはない。そもそも、道は「旧苫東会社」に 20% しか出資していなかったのであるから、形式的には、その範囲で株主責任を果たせばすむところを、「新会社」の中心に乗り出したことが重要なのである。「新会社」が赤字を出さず、それ故、その限りで、形式的には経営上追求されることがないからといって、多額の税金をつぎ込み、社長を送り込んで実質的な責任者となったことの重大性が帳消しになるわけではない。

以上のような経過を客観的にみるならば、「新苫東会社」は、苫東開発事業を国策から最終的にはずし、国が苫東に見切りをつける象徴的手続きであったのではないかと、また、逆にいうと、

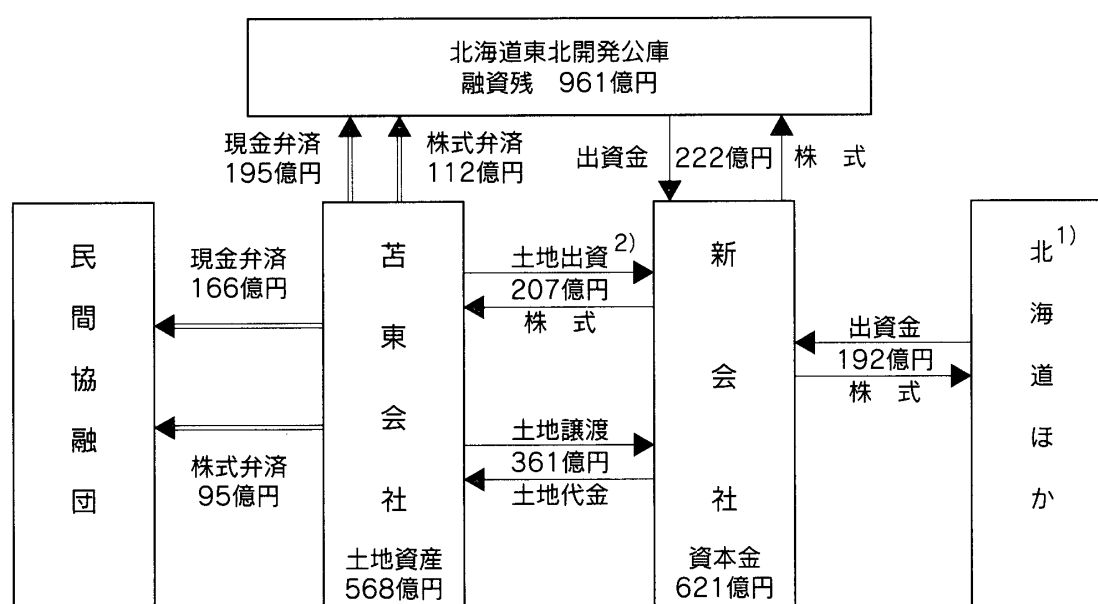


図1 苫小牧東部開発の処理スキーム

注1) 北海道の内訳は、道 170 億円（出資比率 27.3%）、苫小牧市 10 億円（同 1.6%）、2 町 1 億円（同 0.2%）、地元経済界 11 億円（同 1.8%）となっている。

注2) 苫東会社が土地出資して保有した新会社株式 207 億分は「北東公庫」に 112 億円分、民間協融団に 95 億円分株式弁済された。したがって、「北東公庫」および民間協融団が新会社に出資することになり、政府（公庫）は合計 334 億（出資比率 53.8%）出資する形となった。

（出所）日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』平成 14 年、551 ページより作成。

むつ小川原開発会社の債務処理計画

〈注〉数字は億円。➡は新会社の資本金となる分

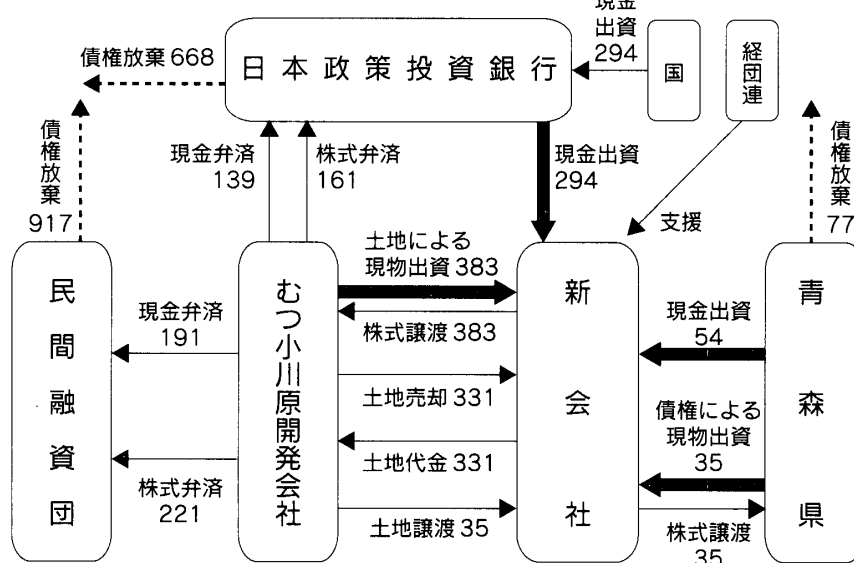


図2 むつ小川原開発会社の債務処理計画

出所：「朝日新聞」2000年（平成12年）6月18日

苫東の後処理を道と苫小牧など地元自治体に押しつけるための仕組みづくりであったのではないかと考えられる。

2 「新苫東会社」の役割

「新会社」の后者の面、すなわち、「赤字の出ない会社」という経営上の特質についていえば、同社の収入が基本的には「北海道電力」の厚真発電所関連からの収入によって賄われるということになり、「新会社」と「北海道電力」の関係がいっそう緊密なものとなったことになる。「北海道電力」が役員を派遣することになったのはその結果である。

しかし、いうまでもなく、「新会社」も「旧会社」同様、苫小牧東部開発事業について責任を取る主体ではない。土地分譲が進まなくとも、赤字が出ないことをうたい文句にしているくらいだから、この会社には、企業本来の利益追求と利益極大化というインセンティブがないのである。そもそも、このようなインセンティブがある会社ならば、営業にもっともふさわしくない人材と思われる官僚を社長にすえたりはしない。赤字が出ない会社であり、したがって、経営責任を追及されることがない、と安心して社長を引き受けたのが道の本音であろう⁽²⁰⁾。いかにも、官僚が考えそうな対応である。

「新会社」は、広大な売れ残った工業用地を保有し、奇特的な用地購入者が現れたら、それを切り売りするためにだけ存在する会社である。しかも、売却利益は配当と減資に充てるというのだから、何をかいわんやである⁽²¹⁾。「新会社」が、本来業務たる土地分譲事業の帰趨に関係なく存在しうる点に、同社の最大の特質をみることができる。しかし、それは、同社が、生まれな

がらにして「死に体」であることを意味しているのである。

第三節 「新苦東会社」と苦小牧東部開発の将来

1 ITER 誘致の失敗

この間、「苦小牧東部にはハブ空港がふさわしい」、「首都移転を」、などと広大さを売り物にしてきた苦小牧東部開発の用地利用案がまことしやかに紙面をかざってきた。どれも、まともな検討に値するものとはいえない。まじめなのか、本気なのかよく分からないが、この合唱に「学者」といわれる人が参加しているのをみると正直悲しくなる。

苦小牧東部開発を推進する人々が、決定打と期待していたのが国際熱核融合実験炉（ITER）の誘致である。ところが、苦小牧東部は青森県六ヶ所村と茨城県那珂町との誘致競争に敗れ、国から ITER にもっともふさわしくない土地という烙印を押された⁽²²⁾。

そもそも、ITER が日本に来るかどうか分からない、また日本に建設するのが適当なのかどうかという議論もないのに、この夢を追いかけてきた関係者の落胆振りがこっけいでもある。六ヶ所村は、既に使用済み核燃料を受け入れているし、また那珂町は「日本原子力研究所」を擁するという優位性を有しているにもかかわらず、苦小牧東部を推奨する関係者は、70 ヘクタール（それ自体決して小さくはないが、苦東の広大さから見ると、いかにもささやかな用地という印象である）もあればよいという同施設に対して、相も変わらず広大さを最大限アピールするばかりであった。国の原子力政策と電力事業会社の経営戦略からみて、研究実験施設とはいえ、原子力関連施設の苦小牧東部への誘致は当初から厳しいものがあったというべきであろう。

最終的には、2002 年 5 月の閣議で日本国内の候補地として六ヶ所村が選定されることになるが、その背景に、むつ小川原開発と核燃料サイクル施設の建設という当面のわが国エネルギー政策の帰趨を左右しかねない一大「国家プロジェクト」の展開が存在しているとみるのが順当であろう。苦東が候補地して選定されない結果となったとき、堀道知事（当時）がその結果を「淡々と」受け入れたとの報道がなされ、道と地元が誘致活動に積極的でなかったが故に、選定競争に敗れたとの指摘を受けることになる⁽²³⁾。この問題は、その後の「新苦東会社」と苦東開発事業の展開にも尾を引いており、ITER 誘致の失敗の原因が、道などが積極的な誘致政策（たとえば、企業誘致に当たっての助成金を思い切って高額とするなど）を実施しなかったことにあり、したがって、この轍を踏まないためにも、今後は企業立地推進助成金などについても、十分検討すべきである、という意見表明になって現れてくる⁽²⁴⁾。

いずれにしても、こうした意見表明の背景にある願望は、苦小牧東部開発を所期の計画通り、大規模開発を主体とした企業立地によって進めるという枠組みから一步も出ていない。他方、道や地元自治体は、国の政策決定によって ITER が苦東以外の地に行くことになったとしても、それによって直ちに、地元の責任が問題とされることがない限り、それに固執する必要は

ないし、道路等を中心とした公共事業が苫東地域においてそれなりに継続されていれば、苫東開発事業としての最低限の存在意味を確認できる、との立場である。

結局、マスタープラン時代と同じく、「苫小牧東部開発」を大義名分として公共事業費を投入すること、元の開発計画に沿った公共事業を存続させるためにも、「苫小牧東部」を冠した会社が必要であっただけなのである。しかし、そのような会社は、存在価値がないだけでなく、そのような会社を求めること自体、開発という本体事業が無意味であることを如実に語っている。

2 苫東をどうすべきか

苫東をどうすべきか、道は広く道民にそのアイデアを求めている。これまで提出されてきたプランは、ITER、鉄道車両基地、ハブ空港、そして首都移転などであり、どれも現実味のないものであった。実際、既に ITER のように「目玉」ともいうべきプランが失格を宣言されている。苫東が巨大な未分譲地を抱えながら、細切れ分譲を認めないということは、あくまでも広大な施設を要する大型産業を誘致しなければならないことを意味しており、かつてのマスタープラン的路線の延長にあることを示している。苫東の見直しあるいは転換とは、この路線からの転換でなければならない。

したがって、まず、考え方の基本として、会社の所有地を何らかの施設に供給しなければならないという発想から脱却する必要がある。上述の首都移転、ハブ空港、ITER、リサイクル施設、……どれをとっても、施設による土地利用を前提にした計画である。土地分譲事業＝不動産業を営む会社という枠組みから解放されない限り、苫東問題の解決はあり得ないのである。

「苫東会社」は経営的に更生されてはならないし、政治的に存続されてはならないのである。同社を更生することは、同社の担う土地分譲事業が経済的に意味ある、したがって利益を生み出す事業であることを債権者等が認めたことになる。しかし、この更生が形式的であり、実現性の乏しいものであることは、当の本人たちが一番よく知っている。それでも、更生したということは、「政治的」な処理であったことを証明している。

この処理筋道に決定的な役割を果たした道が、道民に苫東の土地分譲促進アイデアを今さら求めるのは、無能行政による責任転嫁の最たる事例である。

現在進められている苫東開発事業が地元住民、道民にとって必要なものかどうか、改めて原点に返って考えるべきである。これまでの苫東の経過を眺める限り、少なくとも、中央からの大型企業誘致路線からの脱却がまず必要である。この路線を進む限り、現状では、日本全国からの廃棄物受け入れセンターになりかねない危険がある。一方で、核燃料サイクル施設がむつ小川原地区に集中立地し、また他方で、廃プラスチック発電を手がける「サニックス」や家電リサイクルに従事する「北海道エコリサイクルシステムズ」が苫東に相次いで立地したことに象徴されるように、原子力関連廃棄物処理は「むつ小川原」へ、その他廃棄物処理は「苫東」へという流れが着実にでき上がりつつあるように思われる。われわれとして現時点で考えなけ

ればならないのは、「新会社」の保有地を何らかの形で開発分譲するという土地利用の問題ではなく、ウトナイから勇払原野にかけての広大な自然を生かした自然共生型の土地管理の問題である。「苫小牧東部地域開発検討会」における議論に端的に現れているように、残念ながら、この方向での議論展開は必ずしも容易ではない。そして、「新苫東会社」の経営問題がこの展開を妨げていることがよく分かる。「新苫東会社」発足による転換が苫東に展望を与えるどころか、逆に大きな障害になっているというのが、同社に対する評価として妥当なところであろう。

注

- (1) 「北海道新聞」1999年5月29日。
- (2) 第三セクターとしての「苫東会社」の問題性については、拙著『第三セクターと公益事業』日本経済評論社、1999年参照。
- (3) 「朝日新聞」2000年12月7日、「朝日新聞」2003年10月30日参照。
- (4) 苫小牧西部工業団地に「トヨタ自動車北海道」が進出し、一部稼働を開始したのが1992年である。同社はアルミホイールやトランスミッションを中心とした部品工場ではあるが、世界のトヨタが北海道に生産拠点のひとつを立地させた意味は小さくはない。しかし、他方で「いすゞ自動車」が苫小牧東部工業基地にエンジン工場を展開しているのを考えると、工業団地分譲が進出企業の側の都合によって決まり、誘致する側が主導権をもつことは難しいのではないかと予想される。実際、苫小牧西部工業団地と苫小牧東部工業基地のうちどちらが企業にとって立地しやすいのか、そのひとつの答えをトヨタが与えたことになろう（「朝日新聞」1992年9月2日、「北海道工業団地ガイド」「苫小牧西部工業基地の概要」参照）。
- (5) 地方自治体にとっては、企業誘致することが地域経済の発展にとって不可欠であり、そのためには進出企業に対して好条件を提示しなければならない、という考え方が、「常識」である。この「常識」が通用している限り、工業団地開発をめぐる自治体間競争はなくなることはない。しかし、工業団地が供給過剰気味の現在にあっても、なお供給競争を闇雲に続けるべきか、各自治体はお互いの立場をよく認識した上で、行動すべきであろう。
- (6) 第三段階計画にそって、柏原地区では「日本板硝子」が、ガラス磁気装置工場を建設する予定で用地を取得するなど、いわゆる「重厚長大」からの脱却をそれなりに追求してきた効果が現れてきている。しかし、この効果が現れれば現れるほど、「苫東開発」本来のよきである分譲規模の大きさが失われ、近隣の他工業団地開発との差別化が難しくなっていくのは皮肉である（「朝日新聞」1992年12月1日参照）。
- (7) 「北海道新聞」1995年8月23日参照。
- (8) 同上参照。
- (9) 「朝日新聞」1997年1月11日、2月5日、2月25日から8月10日付参照。
- (10) 小林真之『金融システムと信用恐慌』日本経済評論社、2000年、特に第7章を参照。また、こうした金融不安と北海道経済の動向については、日本経済新聞社『漂流する北海道——深まる自立経済への苦悩』日本経済新聞社、1997年参照。
- (11) 「朝日新聞」1998年2月11日参照。また、宮脇氏は、財政学の視角から「苫東問題」を論じつつ、結局、財政投融资制度が「苫東」に対する「北東公庫」の野放図な融資拡大を助長してきたことが問題であった、と結論している。「苫東開発」の失敗を財政投融资が加速することになったのは明らかであり、この点から、国の財政と投融资制度全体を問題にすべきだという氏の主張には賛

成である。しかし、財政投融资制度が問題だから「苫東」が失敗したわけではないし、「苫東会社」を会社として更生させれば「苫東開発」が事業として展望が見出せるという主張は、国の制度改革問題と民間企業の会社更生問題を一緒くたにした議論である。そのことによって、氏の議論が、「苫東会社」を「清算」することによって事態の打開を図ろうとしていた国の路線に乗ったものになってしまったのは残念である（宮脇淳『『苫東』（苫小牧東部大規模工業基地）は会社更生法で再生できる！』『しゃりばり』1998年5月号所収参照）。

- (12) 「朝日新聞」1998年1月6日から5月20日付参照。
- (13) 「朝日新聞」1998年5月26日参照。
- (14) 「朝日新聞」1998年5月30日参照。
- (15) 「朝日新聞」1998年6月5日参照。
- (16) 「朝日新聞」1998年7月30日、8月7日参照。
- (17) 「朝日新聞」1998年11月9日参照。
- (18) 「朝日新聞」1998年12月4、5日参照。
- (19) 醍醐聡編著『自治体財政の会計学』新世社、2000年参照。
- (20) 「日本経済新聞」1999年5月12日参照。
- (21) 醍醐聡編著、前掲書参照。
- (22) 「北海道新聞」2001年10月19日参照。
- (23) 同上参照。
- (24) 「苫小牧東部地域開発検討会」議事録、2004年3月9日参照。